

保険の ひろば

ボランティア活動保険等の補償制度は、社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア・ボランティアグループ・団体が加入対象です。

全社協「ボランティア活動保険」の「賠償責任の補償」について

ボランティア活動保険をはじめ、ボランティア行事用保険、福祉サービス総合補償など、全国社会福祉協議会の各種補償制度には「賠償責任の補償」がセットされていますが、そもそも、賠償責任の補償とはどのような補償なのでしょう？そこで今回は、ボランティア活動保険の賠償責任の補償についてポイントをお伝えします。

日常生活の中で損害賠償請求を受けることは少ないかもしれませんが、作業などを伴うボランティア活動では、実際に賠償事故が発生しています。賠償責任の補償は難しくて分かりにくいと思われがちですが、ポイントを知っていれば安心です！万一の賠償事故に備えて、お役立てください。なお、補償内容の詳細は各保険ごとに異なります。詳しい内容は、各保険のパンフレットまたは、ふくしの保険ホームページでご確認ください。

「賠償責任の補償」とは、どのような補償ですか？

【補償の内容】

ボランティアがボランティア活動中の偶然な事故によって、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合、その損害賠償金や弁護士費用などをお支払いする補償です。なお、活動場所と自宅との往復途上の賠償事故も補償の対象となります。

補償の対象となる主な例

- ・家事援助ボランティア活動中、訪問宅の花瓶を誤って割ってしまった。(対物賠償)
- ・配食、給食ボランティア活動で提供した食事が原因で食中毒を発生させてしまった。(対人賠償)
- ・自宅から自転車ボランティア活動場所へ向かう途中、誤って歩行者の老若にケガを負わせてしまった。(対人賠償)

補償の対象とならない主な例

- ・故意による事故。心神喪失に起因する事故。
- ・地震、噴火または津波による事故。
- ・自動車の所有、使用、管理による対人賠償、対物賠償事故。
- ・専門職業人資格にもとづいて行う施術に起因する事故。
- ・提供物またはボランティア活動の結果が、所期の効能、性能を発揮できなかったことに起因する事故。等

補償の対象となる方（被保険者）

ボランティア本人、ボランティアの監督義務者、特定非営利活動法人（NPO法人）
 （注）ボランティアが未成年者などで責任能力がない場合には親権者等の監督義務者が法律上の損害賠償責任を負うため、被保険者としています。また、ボランティアがNPO法人に所属している場合、ボランティア活動中の事故により、NPO法人が法律上の損害賠償責任を負う場合があるために被保険者に含めています。

法律上の損害賠償責任とは？

賠償責任の補償は「法律上の損害賠償責任」を負担することによって被る損害を補償しますので、不法行為責任など法律上の損害賠償責任の発生がお支払いの要件となります。法律上の損害賠償責任が発生しない場合は、賠償責任の補償もお支払いの対象とはなりませんのでご注意ください。

ボランティア活動保険等についてのお問合せは、株式会社 福祉保険サービスまでどうぞ。

TEL/03-3581-4667 FAX/03-3581-4763 URL <http://www.fukushihoken.co.jp>